

## 研修報告書

焼津市議会議長 様

議員氏名 秋山博子

令和3年8月9日～8月20日、下記のことについて、研修に参加したため、概要について報告いたします。

研修名	第12回生活保護問題議員研修会「地方から生活保護行政を変えていく」(オンライン参加)
研修の目的	コロナ禍で生活保護行政の果たす役割がますます重要になっており、必要な人に適切な保護が行われるために、現状の課題と対策を学ぶ(主催/生活保護問題対策全国会議・公的扶助研究会)
所感	<p>8/9、8/10、8/19、8/20、の4日間のプログラムで、全国の研究者・支援者・生活保護利用当事者などから報告と問題提起があった。特に、窓口対応の自治体格差が広がっていること、また、生活保護を利用することへの忌避感が強いという課題と、その対策は重要だと感じた。厚労省では「生活保護の利用は国民の権利です」とHPに明確に記載し、ためらわず利用してほしいことを訴えていた。また、札幌市や滋賀県野洲市では同様のコピーを大きく表現したポスターを貼り出した。これは単なる行政からのお知らせではなく、生活保護を利用することは恥ずかしいという社会の空気を変えようという一つのキャンペーンである。窓口対応の問題は、根拠のないバッシングや自己責任という言葉を当たり前のように使う社会が生んだものとも言える。2014年12月、韓国では、漏給層を「死角地帯」と名付けて、死角地帯を解消しようと、受給すべき人たちを発掘する取り組みを始めた。また、ドイツやスウェーデンでは電話や戸別訪問で申請を勧めたり、イギリスでは必要な人が簡単に申請できるよう郵便局に申請用のハガキを置いているという。翻って日本はどうか。焼津市はどうか。命と人権の重要なセーフティネットであることが忘れられていないだろうか。これまでも議会で「生活保護のしおり」「HPの記載」「人員体制」「専門性」など取り上げてきたが、忌避感という社会の空気はどう対策していけばいいのか、大いに考えさせられた。</p>
今後の参考となる事項	<p>(1)生活保護の利用は国民の権利、という明確なメッセージを市民に提示する必要がある。</p> <p>(2)英国などのように、申請用の書類を誰もが簡単に手にすることができる工夫が必要である。</p> <p>(3)扶養照会が申請を阻む大きな障害になっていることを受け、厚労省は扶養照会が必須ではないとしたが、現場の意識や運用の実態はどうか。</p> <p>(4)社会福祉協議会や支援団体との連携は当然だが、安易な「丸投げ」「生活保護を回避するための生活困窮支援」「困窮を深める貸付」につながっていないか注意すべき。</p>

\*上記に書ききれない場合は、適宜別紙を添付してください。

\*参考資料等がある場合は、添付してください。